

## 佐野市脱炭素経営推進事業者支援補助金交付要綱

(令和6年5月31日佐野市告示第193号)

(趣旨)

第1条 本市における温室効果ガスの排出量の削減及び産業競争力の強化を図るため、事業者等が実施する脱炭素経営に係る取組に対し、市が予算の範囲内で交付する脱炭素経営推進事業者支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 市内に事業所等を有する法人又は個人事業者（事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 事業所等 事業の用に供する建築物であって、市の区域内に存する事業所、事務所、店舗、工場等をいう。
- (3) 脱炭素経営 事業活動における温室効果ガスの排出量の削減に取り組むことを通じて、取引の継続、新規顧客の獲得、自社製品の付加価値の向上等を図り、もって経営リスクを低減するとともに成長の機会としていく視点を持った企業経営をいう。
- (4) 認定支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。
- (5) コンサルタント 脱炭素経営について専門的な知識を有する法人又は個人事業者をいう。
- (6) 省エネ診断 事業所等のエネルギーの使用状況及び設備の運転状況を調査し、その調査結果に基づき、効果的な省エネルギー対策を提案するものをいう。
- (7) SBT パリ協定（平成28年条約第16号）で定める長期的な気温に関する目標（世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、摂氏1.5度高い水準までのものに制限することをいう。）と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業（次条に規定する補助対象事業をいう。以下この条において同じ。）を実施する事業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行う者でないこと。
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと。
- (3) 法人にあつては暴力団（佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）でないこと、個人事業者にあつては暴力団員等（同条第5項に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- (5) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税に滞納がないこと。
- (6) 補助対象事業に係る事業所等を第三者が所有する場合は、補助対象事業の実施について当該者の同意を得ていること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反すると認められる事業を行う者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認定支援機関又はコンサルタントが実施する事業で、次の各号に掲げるものとし、その内容は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 現状把握及び分析に係る事業 事業所等の温室効果ガスの排出量の算定、省エネ診断その他エネルギー利用の最適化に向けた各種相談及び診断並びに分析に係る事業
- (2) 計画策定事業 脱炭素経営に関する計画策定に係る事業

- (3) SBT認定申請事業 SBTの認定申請に係る事業
- (4) 理解促進事業 事業所等の役員又は従業員を対象とした脱炭素経営の理解を深めるための啓発又は研修の実施に係る事業  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用であつて、次の各号に掲げる費用とする。ただし、市長が補助対象経費として適当でないと認める費用は除くものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る委託費
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる事業に係る調査費
- (3) 前条第3号に掲げる事業に係る申請費
- (4) 前条第4号に掲げる事業に係る講師等への謝金及び旅費  
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、補助対象経費にそれぞれ同表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、脱炭素経営推進事業者支援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象事業の実施に要する費用の見積書及び明細書の写し
- (3) 誓約書兼同意書
- (4) 登記事項証明書、開業等の届出書又は事業者等の身分を証する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、補助対象事業の区分につき1回に限るものとする。ただし、第4条第1号及び第4号に掲げる事業については、一の事業所等につき1回の申請をすることができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは脱炭素経営推進事業者支援補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことと決定したときは脱炭素経営推進事業者支援補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

（申請内容の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の申請の内容を変更しようとするときは、脱炭素経営推進事業者支援補助金交付変更申請書に変更する内容を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、申請の内容の変更について、承認する場合において、補助金の額に変更があるときは脱炭素経営推進事業者支援補助金交付変更決定通知書（以下「交付変更決定通知書」という。）により、補助金の額に変更がないときは脱炭素経営推進事業者支援補助金内容変更承認決定通知書（以下「内容変更承認決定通知書」という。）により、承認しないときは脱炭素経営推進事業者支援補助金内容変更不承認通知書により申請者に通知する。
- 3 補助対象者は、補助対象事業を取りやめようとするときは、脱炭素経営推進事業中止届出書に交付決定通知書（前項の規定により変更の承認を受けた者は、交付決定通知書及び交付変更決定通知書又は内容変更承認決定通知書）を添えて、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の届出書の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（実績の報告）

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、脱炭素経営推進事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 補助対象事業に係る領収書等の写し
- （3） 補助対象事業に係る報告書、成果物その他の補助対象事業を実施したことが分かる資料の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合するときは、補助金の額を確定し、脱炭素経営推進事業者支援補助金額確定通知書により補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の審査について、必要があると認めるときは、当該補助対象者に対し帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に対して質問をするため現地確認をすることができる。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、脱炭素経営推進事業者支援補助金交付請求書に交付決定通知書(第9条第2項の規定により補助金の額の変更の承認を受けた者は、交付決定通知書及び交付変更決定通知書)の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求は、第7条の規定による申請をした日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該補助対象者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により第8条の規定による補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(市への協力)

第16条 市長は、補助対象者に対し、市が進める気候変動対策に関する取組等について協力を求めることができる。

(書類の様式)

第17条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

補助対象事業	補助率	補助限度額
現状把握及び分析に係る事業	2分の1	20万円
計画策定事業	3分の2	30万円
S B T 認定申請事業	3分の2	10万円
理解促進事業	2分の1	5万円